

## 船舶インシデント調査報告書

平成30年1月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年9月27日 15時00分ごろ
発生場所	青森県平内町 <sup>ひらない いのう</sup> 稲生漁港浦田地区西方沖 稲生港浦田西防波堤灯台から真方位270° 1,800m付近 (概位 北緯40° 57.6′ 東経140° 50.3′)
インシデントの概要	プレジャーボート <sup>どらごん</sup> 百竜は、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年9月29日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 百竜、5トン未満（長さ4.37m）
船舶番号、船舶所有者等	210-44282青森、有限会社くじら不動産
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、稲生漁港浦田地区西方沖において、遊漁をしながら漂流中、船長が帰港する目的で船外機を始動しようとしたところ、セルモータが回るものの、船外機が始動しないので、118番通報を行い、海上保安庁から依頼を受けて来援した水難救済会の漁船によりえい航されて稲生漁港浦田地区に入港した。</p> <p>本船は、本インシデント後、船舶修理業者が船外機を点検したところ、船外機の制御基板、機関の温度を検知するサーモスタット、排気ガスセンサ等に長期使用による異状が認められた。</p> <p>本船は、約1年前から船外機が始動しにくいことが時々あった。</p>
分析	本船は、稲生漁港浦田地区西方沖において漂流中、船外機の制御基板、機関の温度を検知するサーモスタット、排気ガスセンサ等に長期使用による異状が生じていたことから、船外機が始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、稲生漁港浦田地区西方沖において漂流中、船外機の制御基板、機関の温度を検知するサーモスタット、排気ガスセンサ等に長期使用による異状が生じていたため、船外機が始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 船外機は、定期的に点検し、不具合があった場合には速やかに修理すること。